

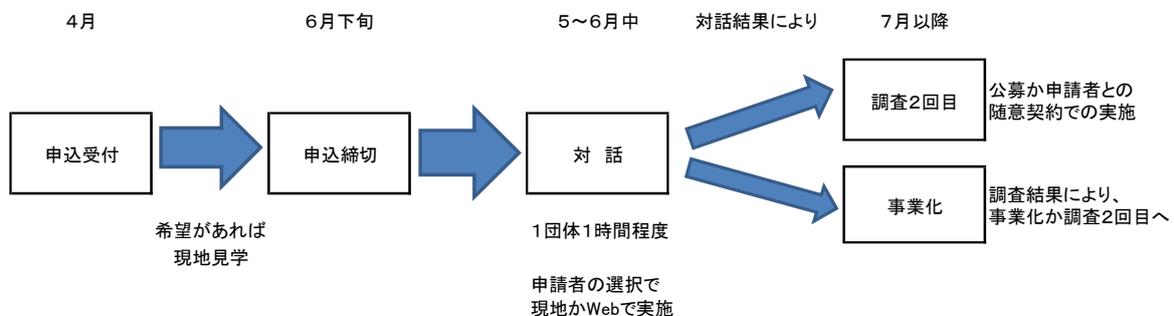
# 新見市役所本庁舎宿日直業務に関するサウンディング型市場調査 実施要領

## 1 サウンディング型市場調査とは

公共サービスや公共施設の活用について、サービスの向上や地域経済の活性化、本市の財政負担の軽減を目的に、民間事業者のアイデアやノウハウを活かした効果的な提案を求め、提案者との協議を重ねながら事業化を図る制度です。

その際、提案内容は知的財産として取り扱い、その情報及び内容を活用して事業化を図る場合は提案者の承諾を得ながら進めていきます。提案内容の事業への活用の度合いにより、公募時の加点や非公募で随意契約を締結するなど、提案者が有利となる取り扱いをすることがあります。

### 想定プロセス



## 2 調査の趣旨

今後、少子高齢化が更に進展し、労働人口の減少により労働力不足が深刻化することが予想される中、そのような局面においても、自治体が本来担うべき機能を発揮できる組織基盤を維持していかなければならないと考えています。

そのため、新見市（以下「市」という。）は、行政サービスの質や水準を維持し、持続可能な自治体運営を目指すことを目的として、民間事業者の専門的な知識と経験、ノウハウ及びICTなどを活用した市役所本庁舎宿日直業務委託を実施するため、業務内容や委託可能性の検討を行っています。

そこで、市は、民間事業者との「対話」を通じて、市場性、アイデア等を把握し、民間事業者が有するノウハウ等を活用した市民サービスの向上や業務内容、公募条件等を検討していくために、サウンディング型市場調査を実施します。

## 3 調査対象業務等の概要

主な対象業務は、宿直業務（業務時間：17時15分～翌日8時30分）及び市役所閉庁日の日直業務（業務時間：8時30分～17時15分）であり、下記の内容を想定しています。常駐する人員は2名以上とします。なお、対象業務外の提案を拒むものではありません。

(1) 業務実施場所及び建物概要

- ①建物名称 新見市役所本庁舎
- ②所在地 岡山県新見市新見310番地3
- ③建物面積 3209.22㎡
- ④階数構造 地上3階建て 鉄筋コンクリート造

(2) 業務内容

①庁舎保安管理

庁舎全体の見回りを行い、在庁者や異常発生の有無を確認したうえで、出入口や事務室・窓等の鍵の施錠を行う。

また、仮眠時間中は宿直直窓口の出入口の鍵を施錠する。

②電話対応

市代表電話等にかかってくる電話連絡を受け、用件等の確認を行う。担当課職員が在庁している場合には内線で連絡をつなぐとともに、緊急時の連絡については、担当課の職員等に電話連絡により報告し対応を依頼する。

③郵便物受領

宿直室窓口に届いた郵便物を受け取り、次の平日に総務課の担当者に手渡す。

④戸籍届出書類等受領

婚姻届や死亡届などの戸籍届出書類の提出があった場合には、マニュアルに従って書類を受け取り、次の平日に総務課（市民課）の担当者に手渡す。

⑤新聞の朝刊配達後の仕分け

正面玄関横に朝刊が配達されるので、職員用出入口にある各課配布ボックスに配布する。

⑥異常気象時等の告知放送

大雨等により国・県道が通行止めになった場合やお悔やみ放送などの告知放送を実施する。

⑦その他

施設等の鍵の受け渡しや届出書類等の受け取りを行う。

#### 4 参加対象者・提案内容と市の対応者

サウンディング型市場調査に参加することができる者は、（1）参加要件を満たす者で、（2）提案要件を満たす内容が実施できる能力（資格）を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主、各種団体等とします。

また、市は業務所管課の管理職員、業務担当職員が対応し、より有意義な調査となるよう努めます。

(1) 参加要件

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

(イ) エントリーシート提出日時点において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民

事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされた者でないこと。

(ウ) エントリーシートの提出の日から調査実施期間までの間において、指名停止の措置を市から受けていない者又は受けることが明らかでない者。

(エ) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、新見市暴力団排除条例（平成 23 年新見市条例第 32 号）第 2 条第 3 号に該当する者でないこと、または同条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員等の統制下にある者及び社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

## (2) 提案要件

(ア) 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される内容でないこと。

(イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 5 号に規定する指定暴力団等の活動ではないこと。

(ウ) 公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動ではないこと。

(エ) その他、市が本事業との関連性が低いと判断する行為ではないこと。

## 5 サウンディング型市場調査での対話内容

(1) 業務発注した場合の関心度と障壁となり得る懸念事項

(2) ICTを活用した業務改善など、現状の業務内容・体制についての改善事項

(3) 貴社のアピールポイント(技術・ノウハウ・実績)

(4) 自由意見

## 6 サウンディング型市場調査の実施について

(1) サウンディング型市場調査の実施について

本実施要領により、新見市役所庁舎宿日直業務に関するサウンディング型市場調査への参加事業者を募集します。

(2) サウンディング型市場調査の申込受付（事業者によるエントリーシートの提出）

参加を希望する方は、エントリーシート（様式 1）に必要事項を記入し、令和 6 年 6 月 21 日（金）までに連絡先 E メールアドレス宛てに参加申込を行ってください。件名は【**新見市役所本庁舎宿日直業務に関するサウンディング型市場調査参加申込**】としてください。

申込後、申込者にはヒアリングシートを送付します。サウンディングの実施期間は、令和 6 年 5 月 1 日（水）から 6 月 28 日（金）までの平日で、各日とも午前 9 時～午後 5 時の間とします。エントリーシートに参加希望日を実施期間内で第 3 希望まで記入してください。これにより難しい場合については市に連絡し、調整が整えば対応します。なお、調査に出席する人数は、1 グループ 5 名以内としてください。

(3) サウンディング型市場調査実施日の決定

エントリーシート（様式 1）受領後、希望日を調整の上、実施日時及び場所を決定後、E メールにてご連絡をいたします。（調整上、ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。）

#### (4) 対話の実施及び現地見学

1グループ1時間を目安に、ヒアリングシートを実施日の前日までに送付頂いた上で対話を実施します。対話では特に資料を求めませんが、説明の補足に必要な場合は、事前にメールにてご提出ください。また、必要に応じて関連施設の見学希望も受け付けますが、施設の利用状況によっては見学できない可能性もありますのでご了承ください。

なお、対面・Webいずれの方法も可能としますが、状況によってはWebのみでの開催に変更する場合があります。

(Webの場合は、市がホスト開催の設定を行い、Zoomを基本とします。)

#### (5) サウンディング型市場調査の実施結果の概要公表

調査の実施結果については、参加者数と提案内容の概要等について、公表する予定です。参加者名、事業者のノウハウに係る部分等の非公開とすべき内容は、公表しません。公表する内容については参加者へ事前に確認します。

### 7 今後のスケジュールについて

日 程	内 容
令和 6 年 6 月 2 1 日 (金) まで	サウンディングの参加受付
令和 6 年 6 月 2 8 日 (金) まで	サウンディング実施 (現地見学も希望に応じて対応)

### 8 留意事項

#### (1) 参加者の扱い

(ア) 調査は、参加事業者のアイデア及びノウハウを保護するため個別に行います。

(イ) 参加者の名称は公表しません。また、そこで得たアイデアやデータについては今後検討する公募条件の整理等のために活用しますが、参加者の承諾なしに公表は行いません。

(ウ) 当該施設に関する公募事業等が実施される場合、調査への参加実績や社会実験の実績が優位性を持つものではありません。ただし、公募条件等に反映されるような有用な提案等については、本募集時に加点の対象となる可能性はあります。

#### (2) 調査に関する費用

調査への参加に伴う移動や書類作成及び提出等にかかる全ての費用は、参加者の負担とします。

#### (3) 追加調査への協力依頼

必要に応じて、追加調査(文書照会を含む)を実施させていただくことがあります。

#### (4) その他

(ア) 調査で提出された書類については、著作権は作成事業者に帰属しますが、返却はいたしません。

(イ) 調査にあたって知り得た情報を、許可なく第三者に伝えることを禁止します。

(ウ) 調査に不参加でも、将来実施可能性のある事業公募に参加することは可能です。

## 9 連絡先および提出先

〒718-8501 岡山県新見市新見310番地3

新見市総務部行政改革推進課 担当：森本

TEL：0867-72-7760 FAX：0867-72-3602

Eメール：[gyoukaku@city.niimi.lg.jp](mailto:gyoukaku@city.niimi.lg.jp)